

障害児通所給付決定の 有効期間の見直し

熊本県熊本市



障害児通所支援事業とは

u **障害児通所支援**とは、障害児を支えるための「児童福祉法」に基づく制度で、自宅や施設においてサービスを受けるタイプの事業の総称です。

主に次のサービスがあります。

u **児童発達支援**・・・未就学児を対象

u **放課後等デイサービス**・・・就学児が授業後や休みの日に通う

u このほか、医療型児童発達支援や保育所等訪問支援等があります。



サービス内容

u 児童発達支援

u 【対象】

u 集団療育及び個別療養を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

u 【概要】

u 日常生活の基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行う。



u 放課後等デイサービス

u 【対象】

u 学校教育法に規定する学校に就学している障害児

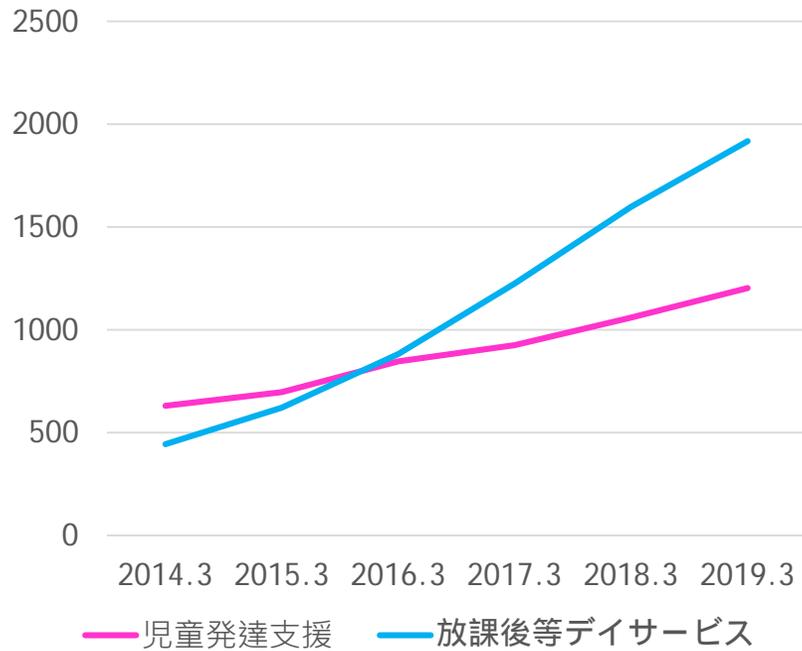
【概要】

u 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。



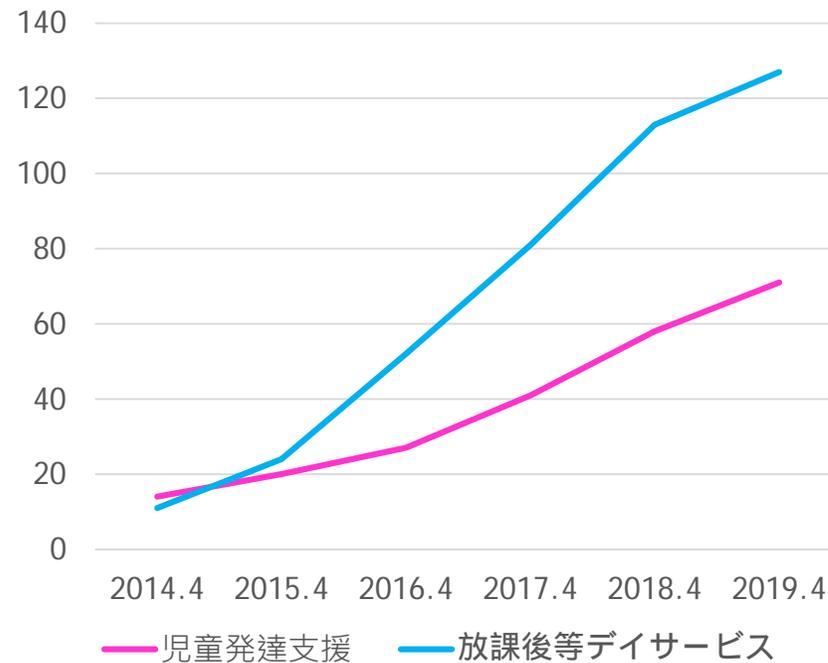
熊本市の現状について（5年間の推移）

支給決定者数の推移



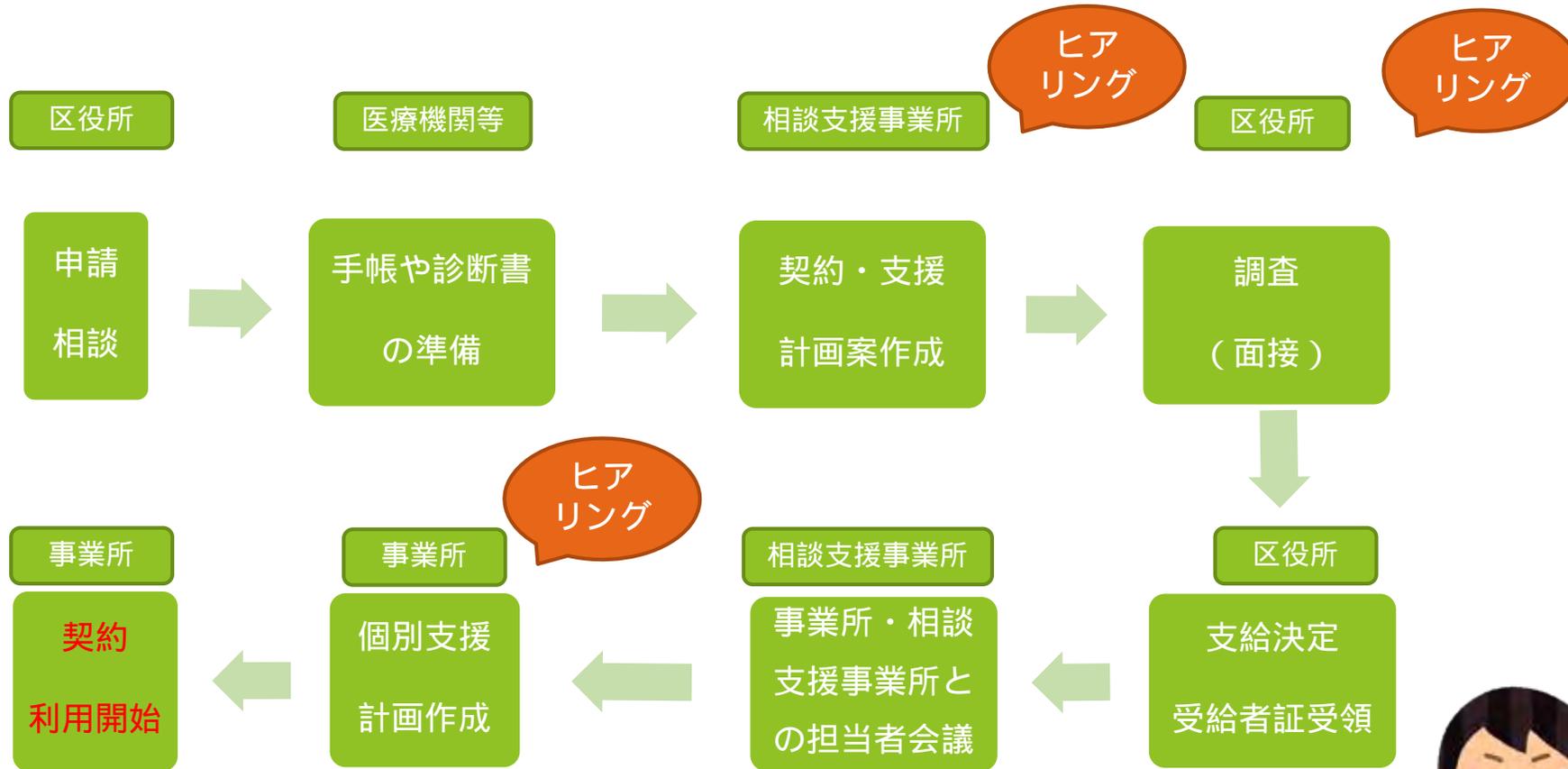
児童発達支援は、約**2**倍（629 → 1,203）
放課後等デイサービスは、約**4**倍（443 → 1,917）

事業所数の推移



児童発達支援は、約**5**倍（14 → 71）
放課後等デイサービスは、約**1.2**倍（11 → 127）

支給決定にかかる保護者の手続き



熊本市の場合は、更新日の約3ヵ月前から準備が必要。



支障事例（現状）

- u 障害児通所給付決定の有効期間は、省令により最長1年間と定められている。
- u 理由：児童は成長とともに状態にも変化があるとの考えによるもの。



最長でも1年毎に申請を行っている。

- u 現状：一度支給決定した後は、18歳到達または転出になるまで支給継続するケースが大多数である。
- u 理由：支給の要件として、「手帳〇級以上」と定められているわけではなく、療育の必要性を個々に判断している。
保護者が継続した療育を希望される。等が考えられる。

つづく

支障事例（影響）

- u 保護者：手続きに伴う負担。（役所、相談支援事業所、医療機関等、複数の関係機関に出向き調整が必要。）
- u 行政：支給決定者数の増加に伴い事務量が増大。調査に時間を要するため、新規申請者の調査に待ち時間が生じている。
- u 相談支援事業所：更新に伴う計画作成に時間を要することになり、結果として、新規の相談が受け付けられず、待ち時間が生じている。

両方で2～3カ月も待ち時間が…



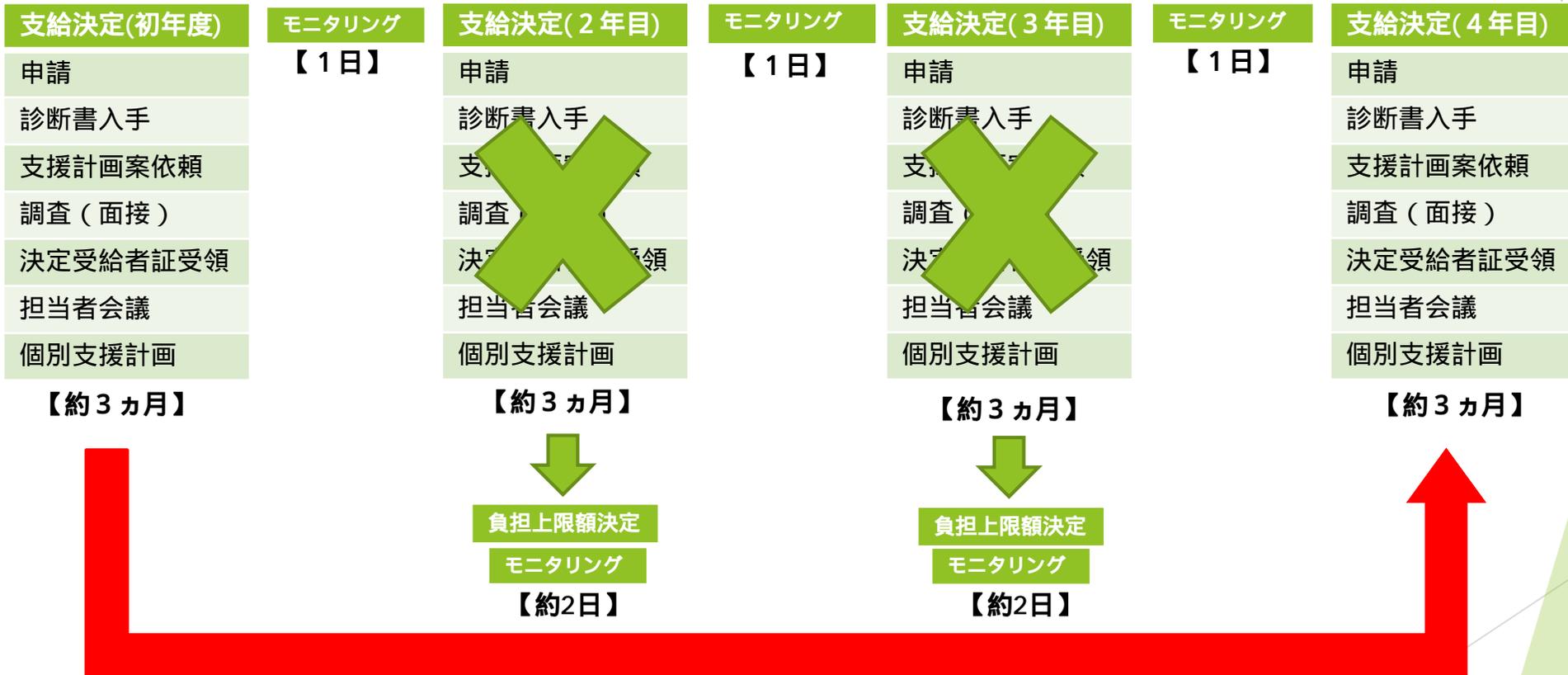
改善策

- u 提案：障害児通所支援に係る支給決定有効期間を最長1年から最長3年に延長する。
- u 対象：指標該当児（行動障害等）を除く、障害児通所支援のみを利用している児童であり、事業所及び相談支援事業所の意見を踏まえ、市町村が総合的に判断した結果、1年以上の支給決定が適当であると認める児童。



支給決定 3 年の場合の手続き（1 年との比較）

40



【 】は手続時間

2・3年目の支給決定が不要！

支給決定 3 年の場合の手続き

- u 負担上限額の決定は毎年度必要。（現行の 3 年サービスにおける一斉更新と同様の手続きを想定。）

【流れ】全対象者に更新手続きの案内 申請書提出 負担上限額決定

この場合、保護者は申請書を提出するのみとなり、支給決定（更新）に伴う手続きに比べ格段に負担軽減される。

- u 今年度 10 月からの「就学前の障害児の発達支援の無償化」により対象となる 3 ~ 5 歳児については、負担上限額の決定も不要になることが見込まれるため、更なる保護者の負担軽減につながる。

効果

- 個々の障害児に応じて、柔軟かつ適切な期間を定めて支給決定を行うことが可能になる。
- 保護者にとって、適切な頻度において申請手続きを行うことが可能になり負担が減る。
- 区役所や相談支援事業所における業務が軽減され、新規申請者の待機期間が解消される。



児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所 に配置すべき職員の数に 看護職員を含めることを 可能とする見直し



令和元年 7月12日
鹿児島県伊佐市

児童発達支援センターとは

○障がい児を日々、保護者のもとから通わせて、

日常生活における基本的動作の指導

独立自活に必要な知識技能の付与

集団生活への適応のための訓練 を提供する施設である。

○主として通園する障がい児の種別として、「障がい児」「難聴児」「重症心身障がい児」のいずれかを選択して事業所指定を受ける。

44

伊佐市の児童発達支援センター設置状況

○公立で1か所設置、日常の支援業務は社会福祉法人に委託

○日々、7～8人グループ×3～4クラスの児童発達支援を実施

○園長1人、児童発達支援管理責任者1人、相談支援専門員1人、

保育士4人、児童指導員4人（うち2人は看護師資格保有者）、

配置基準外で指導員1人

児童発達支援センター（主として重症心身障がい児以外） の人員基準では、看護職員の配置は求められていない

		児童発達支援センター	
主たる障がい		重症心身障がい児以外	重症心身障がい児
45 人員基準		<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 1人以上 ・児童指導員及び保育士 総数：おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士： 1人以上 機能訓練担当職員の数を含めることができる ・機能訓練職員 日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ・栄養士 1人以上 障がい児の数が40人以下の場合は、置かないことができる ・調理員 1人以上 調理全般を委託する場合は、置かないことができる ・児童発達支援管理責任者 1人以上 ・管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 1人以上 ・児童指導員及び保育士 総数：4：1以上 ・看護職員： 1人以上 ・児童指導員：1人以上 ・機能訓練職員（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理担当職員 のいずれか）：1人以上 サービス提供時間のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、「機能訓練担当職員」を置かないことができる。 ・栄養士 1人以上 障がい児の数が40人以下の場合は、置かないことができる ・調理員 1人以上 調理全般を委託する場合は、置かないことができる ・児童発達支援管理責任者 1人以上 ・管理者
	備考	<p>主として難聴児を通わせる場合の従事者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置することとされている。（児童指導員及び保育士の総数に含めることができる）</p>	

提案概要

主として重症心身障がい児以外を通わせる児童発達支援センターでも、看護職員を配置した場合には、1人に限り児童指導員及び保育士の総数に含めることを可能とすること。

現行制度による地域での支障

- ㊦ 早期支援が推奨され、またH24の児童福祉法改正でも「身近な地域で支援を受けられるように」と掲げられているにも関わらず、看護職員を配置していないことを理由に受入れを断られ、遠方の児童発達支援センターを探さなければならない保護者・児童が存在し、発達支援開始の遅れに繋がっている。
- 保育所においては看護職員を1人に限り保育士とみなすことができる。児童発達支援センターは、保育所以上に体調の変化が大きい子どもの割合が高いにもかかわらず、看護職員を保育士とみなすことができない。
- 看護職員1人以上必置とすれば、現行の基準をより厳しくすることになり、全国的にセンター設置を進め障がい児支援が推進される中、センター設置の妨げとなる恐れ

平成31年 提案を反映した人員基準（案）

【現行基準】

	職種	員数等
47 従事者	嘱託医	1人以上
	児童指導員及び保育士	総数：おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上 機能訓練担当職員の数を含めることができる
	機能訓練職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
	栄養士	1人以上 障がい児の数が40人以下の場合は、置かないことができる
	調理員	1人以上 調理全般を委託する場合は、置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	1人以上

【提案を反映した基準案】

	職種	員数等
	嘱託医	1人以上
従事者	児童指導員及び保育士	総数：おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上 看護職員1人及び機能訓練担当職員の数を含めることができる
	看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	配置することができる
	機能訓練職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
	栄養士	1人以上 障がい児の数が40人以下の場合は、置かないことができる
	調理員	1人以上 調理全般を委託する場合は、置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	1人以上

平成30年

伊佐市の提案に対する厚生労働省回答 (抜粋)

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障がい児の支援を図ったところである。
- 基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるということは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員または保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから、適切ではないと考える。

制度改正による住民サービスの向上

センターの立場から

軽度から重度まで、また乳児期から、発達支援の必要がある児童を、地域の児童発達支援センターとしてスムーズに受け入れられる

子どもの安全が確保され、保育士等が安心して適切な発達支援を行える

保護者の立場から

身近な地域の児童発達支援センターに通園できる

障がいや病気を理由に、必要な発達支援が受けられない事態が改善できる

医療的な支援が必要な子どもも安心して預けることができる

看護職員 1 人を必要な従業員数に含めることで
むしろ発達支援の質は向上する

看護職員配置による効果 1

(現場保育士等の声)

「活動中に何かあったら困るから」と心配して過度に制限をかけたら、発達支援の意味が半減する。看護職員配置で、安心して様々な活動が可能になる。

「看護職員を配置している都市部に通園してください」と、保護者を追い詰めることなく、身近な地域で早期からの発達支援を推進することが可能となる。

保護者支援、子育て支援もセンターの役割。児童の日常を知っていて、さらに主治医からの専門的指示を理解できる看護職員が配置されていることで、保育士等と看護職員が適切に連携し、児童も保護者も支援できる。

看護職員配置による効果 2

(保護者等の声)

近くの事業所で受け入れが難しく、車で片道30分と50分かけて2か所の事業所に車でお母さんが送迎。引っ越しも考えているが、経済的にも精神的にもとても厳しい。

51

(2歳児の脳性麻痺による重症心身障害を持つRくん)

市役所で渡された膨大な事業所一覧の上から順番に電話をかけたが、大半は子どもの状況を話すだけで断られ、見学まで行けてもやんわりと断られとても困った。医療が必要な身体障害の子どもたちは行き場がない。

(肢体不自由のHくん (年中))

視覚障害があるため、複数の事業所から断られ、やっと受け入れてもらえた施設は成人までの施設で同じ年代の子が少ない。「障がいが重たい子どもでも、ほかの子と同じように「遊び」を体験させたい」

(2歳児の重症心身障害を持つKちゃん)

児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所に配置すべき職 員の数に看護職員を含めることを可 能とする見直し

令和元年7月12日
鳥取県米子市



米子市のイメージキャラクター「ヨネギーズ」

提案事項

- 53* 児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業者の人員基準について、看護職員を従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。

施設概要

* 児童発達支援とは

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの。

当市内には9事業所あり、すべて主として重症心身障害児を通わせるものではない。

* 放課後等デイサービスとは

学校に就学しており、支援が必要と認められた障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他必要な支援を行うもの。

当市内には15事業所あり、うち14事業所が主として重症心身障害児を通わせるものではない。

提案の背景

- * 医療の発達により、適切な医療的ケアを行うことで在宅生活を送ることができる子どもが増えている。
- * 当市にある医学部附属病院は地域の高度医療の中心となっており、医療的ケアが必要な子どもの相談が増えている。
- * 医療機関から療育への移行において、医療的ケアに対応できる事業所が限られている。

支障事例 (受け入れできないケース)

- * 医療的ケアが必要な障害児の保護者から児童発達支援の利用相談あり。
56
- * 本児は鼻からの酸素吸入及び経管栄養を行っており、医療的ケアが必要であるが、自立歩行可能。
- * 本市には、看護職員が配置されている児童発達支援事業所がなく、受け入れ先がないため、通所できない。
- * 当初の相談から通所先がないまま半年が経過。

支障事例 (医療的ケア児のその後)

- 57
- * 半年間、保護者、相談支援事業所及び当市で受け入れ可能な事業所を探すも、看護職員の配置がないために、医療的ケアに対応できず、受け入れできる施設はみつからない。
 - * その後、看護職員を配置している地域密着型通所介護事業所 (定員10人未満の事業所のため、看護師の配置は必須ではないが、看護職員を雇用していた) が児童発達支援の指定を受け、本児を受け入れたため、通所利用開始。

事業所の現状と課題

58

- * 障害児通所事業所は人員配置に余裕がない状況で運営している事業所が多数である。
- * 看護職員加配加算 を利用しての看護職員配置は、人員基準を満たした上での追加配置のため、人員を定数以上に配置することとなり、人員確保が困難な中、現実的ではない。

規定の人員に加え、看護職員を配置し、かつ、規定に該当する障害児を受け入れた場合に算定できる。

療育開始の遅れ

59

- * 看護職員加配加算は、規定に該当する児童を受け入れた場合にしか算定できず、該当の医療的ケア児の利用の見込みが立たないと配置しにくい。また、利用者の通所意思を確認後に看護職員を雇用すると、利用開始までに日数がかかる。
- * 医療連携体制加算 は、通所利用前の医療機関との調整が必要であり、利用開始までに日数がかかる。また、看護職員の訪問日の調整がつかない場合、利用日が制限される。

医療機関と連携し、看護職員が児童発達支援事業所等に訪問することで加算対象となる。

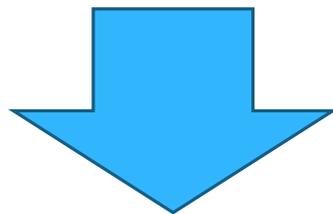
具体的な提案

人員基準を以下のように緩和

事業所	現行の人員基準	緩和後の人員基準	緩和内容
児童発達支援(児童発達支援センター以外)	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者又は看護職員	従業者に看護職員を追加
児童発達支援(児童発達支援センター)	児童指導員及び保育士の総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 機能訓練担当職員の数 を総数に含めることができる。	児童指導員及び保育士の総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 機能訓練担当職員、看護職員 の数を総数に含めることができる。	「総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上」 の人員に看護職員を追加
放課後等デイサービス	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者又は看護職員	従業者に看護職員を追加

提案が実現した場合の効果

- 61 * 看護師等を定数算入して柔軟な人員配置が可能となることで、事業所が看護師等を雇用しやすくなり、医療的ケアを必要とする児童も含めた全ての障害児及び保護者への地域でのサービス提供が可能となり、子育て支援の推進に資することができる。



医療的ケア児等への支援施策の拡充